

## 事前評価調書

I 事業概要																																													
事業名	砂防等事業（急傾斜地崩壊対策事業）																																												
地区名	ほらた 洞田区域																																												
事業箇所	いぬやましあざほらた 犬山市字洞田地内																																												
事業のあらまし	当区域は、要配慮者施設1箇所及び保全人家1戸を有するがけ高39m、勾配40°の急傾斜地である。 急傾斜地の崩壊から人命等を保護するために、急傾斜地崩壊防止施設を整備し、土砂災害対策を推進する。																																												
事業目標	【達成（主要）目標】 ・要配慮者施設1箇所及び人家1戸を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。 【副次目標】 ・なし																																												
事業費	事業費		内訳																																										
	3.0億円		□工事費2.8億円、□用補費0.0億円、□その他0.2億円																																										
事業期間	採択予定年度	2026年度	着工予定年度	2028年度	完成予定年度	2031年度																																							
事業内容	急傾斜地崩壊防止施設の整備(擁壁等) L=100m																																												
II 評価																																													
①事業の必要性	1) 必要性	斜面の風化が著しく、豪雨等により斜面崩壊が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがあるため、早急に急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、保全対象を保護する必要がある。 費用便益分析マニュアル(急傾斜)に基づき算定したB/Cは7.9で1.0を越えている。																																											
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】急傾斜地の崩壊から保全対象を保全する必要があるため。																																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>2029</th> <th>2030</th> <th>2031</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費(億円)</td> <td colspan="4">2.3</td> <td colspan="2">0.7</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>							2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計	工種 区分	調査・設計	←→						用地補償		←→					工事			←→	←→	←→		事業費(億円)	2.3				0.7		3.0
		2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計																																					
	工種 区分	調査・設計	←→																																										
		用地補償		←→																																									
工事				←→	←→	←→																																							
事業費(億円)	2.3				0.7		3.0																																						
2) 地元の合意形成	地元住民から急傾斜地崩壊対策事業への要望が非常に強いため、合意形成が図れていると判断する。																																												
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																											
III 対応方針																																													

事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
<b>IV 事後評価実施の有無と主な評価内容</b>	
<p>■対象（事業完了後5年目）    □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>・砂防堰堤や保全対象の状況から事業効果を確認する。</p>	